

## 家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事項

平成 24 年度 第 6 回大分市清掃事業審議会資料

中間答申	検討事項	検討結果
はじめに		

## 1 家庭ごみ有料化について

( 1 ) 家庭ごみ有料化とは	なし	
( 2 ) 全国市区町村の状況	<p>P3</p> <p>・表(全国市区町村の有料化実施状況)、 表(中核市の有料化実施状況)について</p> <p>・既に実施している市におけるごみ量の 推移について</p>	<p>P3</p> <p>・表を最新(平成 24 年 10 月現在)のもの に変更する。表-1、表-2</p> <p>・中核市における有料化実施前後のごみ 量の推移(変化)を掲載する。 P15、図-10</p>
( 3 ) 大分県内の状況	<p>P4</p> <p>・県内におけるごみ量の推移について</p>	<p>P4</p> <p>・県内における有料化実施前後のごみ量 の推移(変化)を掲載する P16、図-12</p>
( 4 ) 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画による施策の位置付け	なし	
( 5 ) 大分市行政評価における意見	なし	
( 6 ) 環境省の方針	なし	

## 家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事項

平成 24 年度 第 6 回大分市清掃事業審議会資料

中間答申	検討事項	検討結果
------	------	------

### 2 大分市のごみ処理について

( 1 ) ごみ処理体系	なし	
( 2 ) ごみ処理基本計画	P8 ・ 排出抑制の数値目標、 リサイクル率の数値目標、 最終処分率の数値目標について	P8 ・平成 23 年度実績を追加する。 表-4、 表-5、 表-6
( 3 ) ごみ排出量の状況	P9 ・図(ごみ排出量の推移)、図(資源物排出量の推移)について	P9 ・平成 23 年度実績を追加する。 図-2、 図-3
( 4 ) 分別の状況	P10 ・図(ごみ分別の状況)について  ・図(組成調査結果)について	P10 ・平成 23 年度実績を追加する。 図-4  ・平成 23 年度実績に変更する。 図-5
( 5 ) 他都市におけるごみ排出量の状況	P11 他都市におけるごみ排出量の状況について(環境省:一般廃棄物処理実態調査)	P11 他都市におけるごみ排出量の状況を平成 22 年度一般廃棄物処理実態調査結果に変更する。 表-7
( 6 ) ごみ処理費の状況	P12 ・図(ごみ処理費の推移)、図(処理原価の推移)について	P12 ・平成 23 年度実績を追加する。 図-6、 図-7

## 家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事項

平成 24 年度 第 6 回大分市清掃事業審議会資料

中間答申	検討事項	検討結果
------	------	------

### 3 「家庭ごみ有料化」導入の妥当性について

( 1 ) ごみ減量・リサイクルの必要性	なし	
( 2 ) ごみ処理の現状	なし	
( 3 ) 「家庭ごみ有料化」導入の妥当性	なし	

### 4 家庭ごみ有料化によって得られる効果について

( 1 ) 家庭ごみの減量（排出抑制）とリサイクルの推進	P14 図について	P14 平成 23 年度実績に変更する。図-9
( 2 ) ごみ処理に係る費用負担の公平性の確保	なし	
( 3 ) ごみ処理費用の削減	なし	
( 4 ) ごみ減量・リサイクル施策の充実	なし	

### 5 家庭ごみ有料化の実施方法について

( 1 ) 手数料を徴収するごみ	P17 ・ボランティアごみ、落ち葉、剪定枝などの取扱いについて	P17 ・ボランティアごみや、落ち葉、剪定枝などは対象外とすることが望ましい。  ・表「中核市における状況」を「中核市における手数料徴収の対象」に変更する。 表-8
------------------	------------------------------------	--

## 家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事項

平成 24 年度 第 6 回大分市清掃事業審議会資料

中間答申	検討事項	検討結果
( 2 ) 手数料徴収方法	なし	
( 3 ) 料金体系	P19 ・表(家庭ごみ有料化実施市区における状況)について	P19 ・表(家庭ごみ有料化実施市区における状況)を最新(平成 24 年 10 月現在)のものに変更する。表-11
( 4 ) 手数料の額	P21 ・手数料の額について  ・図(燃やすごみの料金水準と平均排出抑制率)について  P23 ・図(価格帯別都市数)について	P21 ・手数料の額は、大袋 45 リットル 30 円台も含めた幅のある表現とする。  ・図を最新のものに変更する。図-14 (参考資料:第 4 回 全国都市家庭ごみ有料化調査)  P23 ・図(価格帯別都市数)を最新(平成 24 年 10 月現在)のものに更新する。図-16
( 5 ) ごみ袋の種類	P23 ・ごみ袋の種類について	P23 ・ごみ袋は、大袋を 45 リットルとし、中袋 30 リットル、小袋 20 リットル、特小袋 10 リットルの 4 種類とする。

## 家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事項

平成 24 年度 第 6 回大分市清掃事業審議会資料

中間答申	検討事項	検討結果
( 6 ) 今後、検討を要する事項	P24、25	P24、25
販売方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売場所について</li> <li>・販売価格について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どこでも販売できるよう配慮すること</li> <li>・希望があれば自治会等での販売も可能とすること</li> <li>・どこで購入しても同じ価格となるよう留意すること</li> </ul>
減免措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・減免措置の対象について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭ごみ有料化は、ごみ減量・リサイクルを目的とするものであることから、その対象となるごみは、全ての市民が排出量に応じた負担となるようにすること</li> <li>他都市の措置状況を資料として提出すること</li> </ul>
実施時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施時期について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な猶予期間を確保し実施すること</li> </ul>
周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知方法について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の十分な理解が得られるようきめ細かな説明会を行うこと</li> </ul>
ごみ減量・リサイクルを推進するための施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別方法について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正しい分別の方法について十分に市民に周知するとともに、分別に変更があった場合は、その都度、市民に対し十分な説明を行うこと</li> </ul>

## 家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事項

平成 24 年度 第 6 回大分市清掃事業審議会資料

中間答申	検討事項	検討結果
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分別指導について</li> <li>・普及啓発について</li> <li>・拡大生産者責任等について</li> <li>・環境教育について</li> <li>・収入の使途について</li> <li>・ごみ減量・リサイクルについて</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、様々な機会を通じて分別指導を行うこと</li> <li>・ごみ減量・リサイクルに関する各種施策については、今後とも積極的に普及啓発に努めること</li> <li>・事業者に対し、過剰包装の自粛や、リサイクルしやすい製品の開発・製造の促進など積極的に働きかけを行うこと</li> <li>・子どもの頃から、ごみ減量・リサイクルの意識を定着させるため、教材の提供など様々な手法により環境教育に取り組むこと</li> <li>・使途を明確にし、ごみ減量・リサイクルを推進するための施策に充てること</li> <li>・今後も、ごみ減量・リサイクルを積極的に推進すること</li> </ul>

## 家庭ごみ有料化についての答申に向けた検討事項

平成 24 年度 第 6 回大分市清掃事業審議会資料

中間答申	検討事項	検討結果
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集・ごみステーションについて</li>   <li>・クリーン推進員について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民のニーズに応じ、改善できるものは改善すること</li> <li>・生活介助を要する市民を支援する収集体制を確保すること(要望)</li>   <li>・クリーン推進員など、地域でごみに携わっている方々を評価できる体制を構築すること(要望)</li> </ul>

## 家庭ごみ有料化に伴う懸案事項について

家庭ごみ有料化に伴い新たな「不法投棄」や「ルール違反」、「野外焼却」が生じることのないよう、その発生防止に向けた啓発活動を充実させるなど適切な対策を講じること

## その他

なし